

令和3年3月2日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔新型コロナウイルス感染症対策担当〕

地方衛生研究所等に保存されている SARS-CoV-2 陽性と判定された検体を用いた変異株スクリーニング検査の実施について（通知）

感染症対策の推進については、日ごろから御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

このことについて、令和3年2月5日付け健感発 0205 第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知に基づき、英国で報告された変異株、南アフリカ共和国で報告された変異株並びに英国及び南アフリカ共和国で報告された変異株と共通の変異を認める変異株（以下「変異株」という。）の疑いを確認するためのPCR検査（以下「スクリーニング検査」という。）を、地方衛生研究所等に保存されている検体を用いて、県立総合技術研究所保健環境センター又は広島市衛生研究所において実施しているところですが、今般、唾液検査協力医療機関及び診療・検査医療機関により検査され、県内の民間検査機関で保存されている SARS-CoV-2 陽性と判定された検体についても、スクリーニング検査の対象とし、本県における変異株感染者の早期探知を強化することとしましたので、貴会員に周知いただくようお願いいたします。

なお、別紙フローのとおり、スクリーニング検査で変異株陽性と判定された検体については、国立感染症研究所において確定検査が実施されます（感染経路が明らかな集団事例においては、代表例のみ国立感染症研究所による検査、代表例以外はスクリーニング検査により陽性確定）。

担当 感染症事案対策グループ  
電話 082-513-3068  
（担当者 片平）

検査及び患者対応フロー

